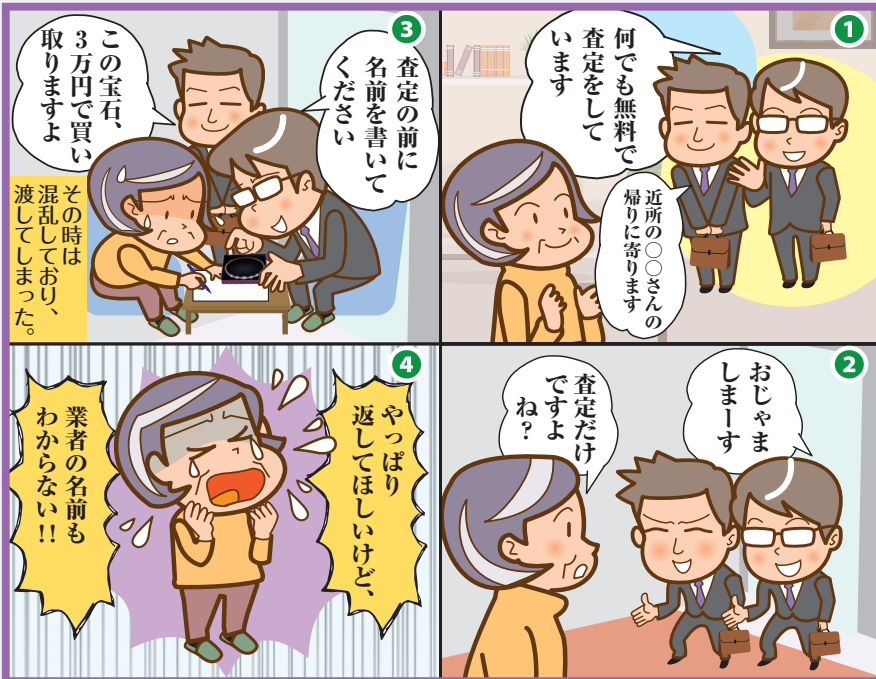


事例 2

その訪問買い取り、貴金属が目的かも!?



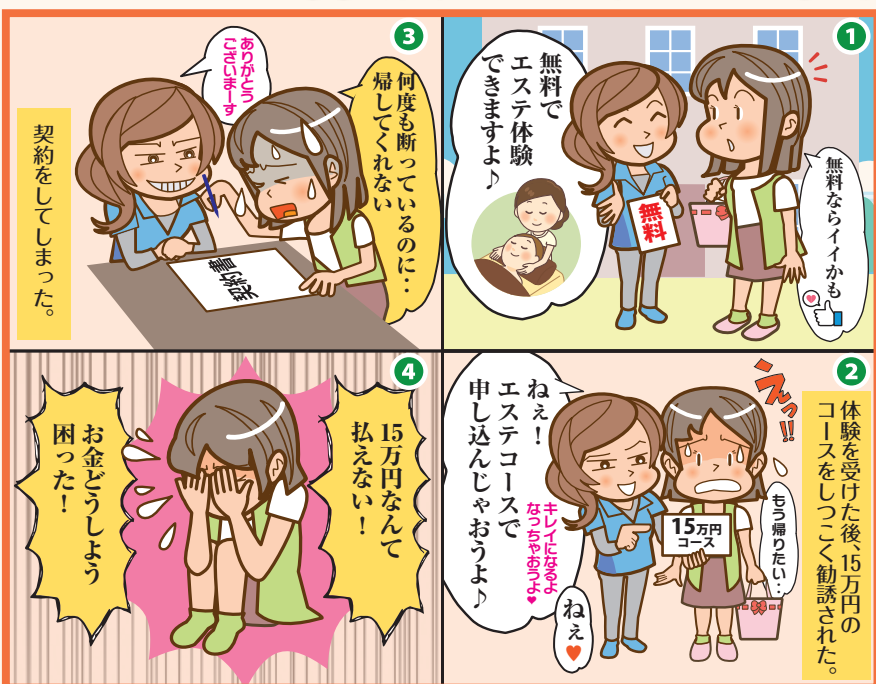
アドバイス

- ◆ 突然訪問してきた業者は家に入れないようにしましょう。
- ◆ 断っているのに業者が帰らない場合は、警察に連絡しましょう。
- ◆ 訪問買い取りで物品を売却した場合、クーリング・オフができます。
- ◆ クーリング・オフ期間中(契約書を受け取った日を含めて8日間)は、購入業者への物品の引き渡しを拒むことができます。



事例 3

エステ体験のはずが、契約するまで帰れない!?



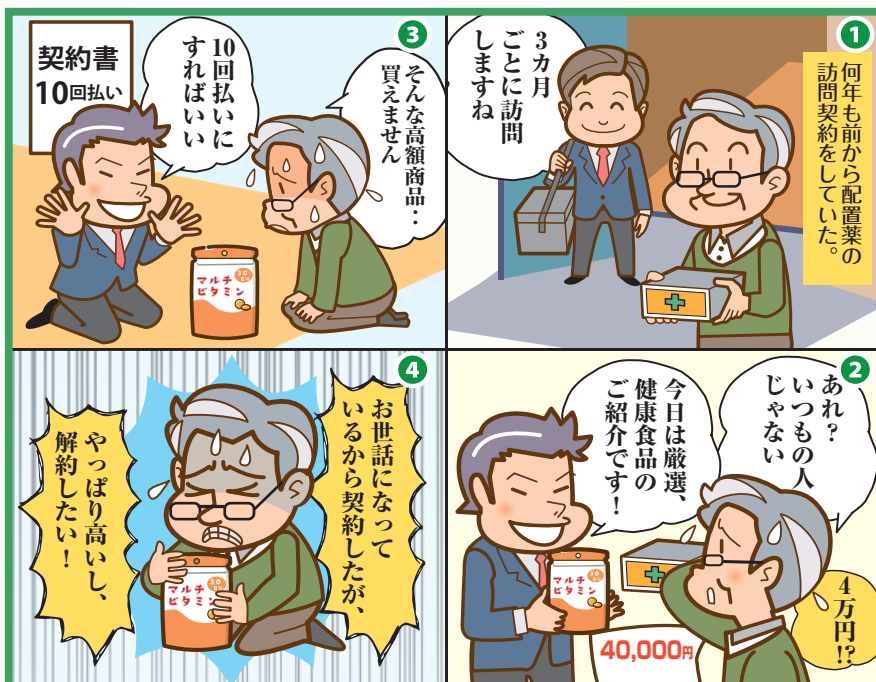
アドバイス

- ◆ お試し施術、無料体験といった気軽さや安さを強調した勧誘をうのみにしないようにしましょう。
- ◆ 強引に契約を迫られてもきっぱりと断りましょう。
- ◆ 成年年齢引き下げにより、18歳、19歳でも一人で契約ができる反面、未成年であることを理由に契約を一方的にやめることはできなくなりました。契約は慎重にしましょう。
- ◆ 少しでも不安に思ったら、早めに消費生活センター等に相談しましょう。



事例 4

配置薬の補充のはずが、健康食品を買うはめに...



アドバイス

- ◆ 配置薬を補充する定期訪問の際に、高額な健康食品を勧誘されたという相談が寄せられています。不要であれば、きっぱりと断りましょう。
- ◆ できれば一人では対応せず、家族など周りの人に同席してもらいましょう。
- ◆ 家族など周りの人は、高齢者の家に頻りに訪問してくる人がいないか、家の中にたくさんの未開封の品物や不明な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。



よりよい消費生活のために

- 消費生活に関する正確な知識や判断力を身につけ、消費者被害にあわないように気をつけましょう。
- 緊急時の不確かな情報に惑わされることなく、冷静な消費行動を心がけましょう。
- 消費者として、意見がきちんと相手に伝わるよう、言いたいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう。